

施設基準に係る掲載事項

※電子的診療情報連携体制整備加算について

当診療所は、オンライン資格確認などのシステムにより取得した患者様の医療情報を活用して診療を行っています。

マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です。

正確な医療情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※投薬について

当診療所では 28 日以上の長期処方やリフィル処方箋の発行を行っています。

ご希望の方は受付窓口にご相談ください。

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて医師が判断いたします。

※処方箋の一般名処方加算について

当診療所では、後発医薬品の促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品については特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行っています。

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

※明細書発行体制について

当診療所では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない患者様は、受付窓口にお申し出ください。